

関東森林管理局発注者綱紀保持委員会 令和3年度議事概要

1 開催日時等

- (1) 日時 令和4年3月18日(金) 13:30~15:00
- (2) 場所 関東森林管理局 大会議室
- (3) 出席者 委員長 関東森林管理局長
幹事 総務企画部長、総務課長、経理課長
委員 監査官、専門官(契約適正化)、総務課課長補佐
経理課課長補佐
外部委員 洲上勇次郎(高崎商科大学学長)

2 議事

- (1) 令和3年度巡回点検に係る抜き打ち監査報告
- (2) 令和4年度関東森林管理局発注者綱紀保持取組指針・推進計画について
- (3) その他・第三者からの疑義情報に係る調査報告

3 審議概要

- (1) 令和3年度巡回点検に係る抜き打ち監査報告
抜き打ち監査(3署)について、実施報告を行った。
署独自単価の採用にあたり、複数者に対して見積徴収しているものの、文書起案がされておらず、単価決定の過程が明確になるよう事務手続きがされていなかった。
(2署)変更協議等に必要な書類を作成し相手方へ通知していたところであるが、入札執行及び変更契約、予定価格について必要な文書起案及び決裁がされていなかった。(1署)
今後は、指導文書を発出し、監査結果を周知するとともに、入札・契約事務に関するフローを示すなど職員に対し指導を徹底することと了承された。
- (2) 令和4年度関東森林管理局発注者綱紀保持取組指針・推進計画について
事務局から、取組指針及び推進計画について説明後、内容を審議し了承された。
- (3) その他・第三者からの疑義情報に係る調査報告
分析結果報告
 - ① オープンスペースであったとはいえ、特定の業者に個別に対応したことは、管理監督者にもかかわらず、国民の疑惑や不信感を抱かれるなど誤解を与える不適切な行為であり、事業者との接し方に細心の注意を払うことに欠けていた。
 - ② 事業者からの問合せは、入札に係る設計・積算・予定価格・参加予定者などの入札に関する機密情報や非公表情報の教示を受けるためのものではなく、事業者が見たという作業道の崩れの情報提供及びそのような場合の取扱いに関する内容であり、これをもって不当な働きかけがあったとは言えない。

③ 入札前における事業者からの情報により作業道の一部が崩れていたことは把握したが、事業者が持ってきた現地の写真を見ただけでは、実際に車両が通行できないかまでは判断できなかった。また、契約後に現地を確認したところ崩れが大きく補修が必要になっていたので、変更契約が必要と認識したことから、この間に崩れの程度が大きくなったと考え、「梅雨期の降雨の影響」を理由とした。つまり、この理由は、車両が通れないほど崩れが大きくなった原因として「梅雨期の降雨」と書いたものであって、崩れの原因のすべてを「梅雨期の降雨」であったとは認識していなかったものである。

④ 入札前に事業者から聞いた作業道の崩れの把握を悪意をもって隠匿していたとは言えず、管理監督者として先を見据えた業務の進め方をしなければならない立場にありながら、落ち度があったことは否めないが、虚偽、隠匿はなかったといえる。

以上、局における調査結果として林野庁へ報告を行うことについて了承された。

(4) 委員からの意見

抜き打ち監査報告

- ・業務の過剰負担になっているということもあるのではないか。
- ・事務の簡素化、メリハリをつけて要点要所を押さえるとよいのではないか。
- ・習熟した頃に人事異動となり、引継ぎの際に目配りしていく必要がある。

令和4年度関東森林管理局発注者綱紀保持取組指針・推進計画について

- ・PDCAがあまり繁雑にならないようにしたほうがよいのではないか。
- ・CA（チェック、アクション）を重点において取り組んだ方がよい。
- ・計画内容が身につくかどうか実際に運用していくなかで取り組んでいくとよい。

その他 ・ 第三者からの疑義情報に係る調査報告

- ・民間の会社や私立大学でも同じようなことは多々あると思う。
- ・投書者の真意のほどは分からないが、適切な対応をされているのではないか。